

「財務諸表提出の原則及び方法に ついての商業取引開発局布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

財務諸表提出の原則及び方法に
ついての商業取引開発局布告

● 仏暦二五四八年・財務諸表提出の原則及び方法についての商業取引開発局布告(第四版)

(前文省略)

第一項

本布告を「仏暦二五四八年・財務諸表提出の原則及び方法についての商業取引開発局布告(第四版) [プラカート・グロムパタナートラキットガーンカー・ルアン・ラッゲーン・レ・ヴィティガーン・ナイ・ガーンユーン・ゴップガーングン]」と呼ぶ。

第二項

本布告は官報告示日より施行する。[注／官報告示日は二〇〇五年五月一九日]

第三項

以下を廃止する。

(1) 仏暦二五四五年二月七日付けの仏暦二五四五年・財務諸表提出の原則及び方法についての商業取引開発局布告(第二版)

(2) 仏暦二五四六年五月一六日付けの仏暦二五四五年・財務諸表提出の原則及び方法についての商業取引開発局布告(第三版)

第四項

中央会計事務所(商業取引開発局)もしくは地方会計事務所(県商業取引開発事務所)への財務諸表提出は以下の原則及び方法に従う。

(1) 財務諸表提出において使用する書式は本布告末尾に添付した財務諸表提出書式(ソー・ボーチャー・3書式)を使用する。

(2) 事業の代表権限者、すなわち登録パートナーシップのマネージング・パートナー、株式会社もしくは公開株式会社の権限を有する取締役、国税法典に基づくジョイントベンチャーもしくは外国の法律に基づき設立された法人の事業遂行におけるマネージャーもしくは責任者は、財務諸表提出書式(ソー・ボーチャー・3書式)に内容証明のための署名と(もしあれば)社印を付さなければならず、貸借対照表及び損益計算書全頁、その他の財務諸表書類の部分に内容証明の署名と(もしあれば)社印を付さなければならない。少なくとも一人以上の事業の代表権限者が内容証明の署名をなし、財務諸表提出書式(ソー・ボーチャー・3書式)については会計作成義務を有する者の会計作成者の内容証明の署名も付す。

株式会社の財務諸表であれば、財務諸表の貸借対照表の頁に何年何月何日の株主総会で承認を

受けた旨の内容を示す。当該内容を示していない場合は、送付する財務諸表と共に、その財務諸表を承認した株主総会の報告書の写しを送付しなければならない。このときその株式会社の権限を有する取締役の内容証明の署名と（もしあれば）社印を付さなければならない。

財務諸表もしくは財務諸表提出書式（ソー・ボーチャー・3書式）への署名は、括弧内の活字体の氏名と共に自ら署名しなければならない。他者に署名を委託することはできない。

（3）年次報告の一部として印刷された公開株式会社の財務諸表は、その会社の会計監査報告において公認会計士の内容証明の署名が印刷されるとともに（2）に基づく者の書名が印刷された冊子となっている場合、当該人物の署名を（新たに）付さなくてもよい。

（4）財務諸表の提出は以下の場所においてこれをなす。

（a）会計作成義務を有する者の本店がバンコク都にある場合、中央会計事務所（商業取引開発局事業データサービス事務局）か商業取引開発局長が定めたその他の場所。

（b）会計作成義務を有する者の本店が地方にある場合、地方会計事務所（県商業取引開発事務所）か中央会計事務所（商業取引開発局事業データサービス事務局）。

（c）財務諸表の提出は担当官に直接提出しても、当該場所に書留郵便で送付してもよい。書留郵便で送付する際には切手を貼付し宛名書きをした返信用封筒を同封する。送付された証拠書類が全て揃って正しいことが明らかな場合、郵便消印日に財務諸表を提出したものとみなす。

（5）財務諸表提出は以下のように定められた数の書類を提出しなければならない。

会計作成義務を有する者の本店がバンコク都にある場合、

（a）財務諸表と会計監査報告を二部ずつ。

（b）財務諸表提出書式（ソー・ボーチャー・3書式）を三部。

会計作成義務を有する者の本店が地方にある場合、（a）及び（b）に基づく書類を一部ずつ追加する。

第五項

会計作成義務を有する者は財務諸表を作成し、以下のように法律が定めた期間内に第四項（4）に基づき中央会計事務所もしくは地方会計事務所に財務諸表を提出する。

（1）タイの法律に基づき設立された登録パートナーシップ、外国の法律に基づき設立され、タイ国内で事業を営み、国税法典に基づきジョイントベンチャーを営む法人は、会計期末日から五ヶ月以内に財務諸表を提出しなければならない。

（2）タイの法律に基づき設立された株式会社及び公開株式会社は会計期末日から四ヶ月以内に株主総会に財務諸表の承認を求めなければならない。株主総会での承認を受けた日から一ヶ月以内に財務諸表を提出しなければならない。

（1）及び（2）に基づく財務諸表提出期間の最終日が公休日であれば、財務諸表提出期間の最終日はその公休日明けの最初の業務日とする。

第六項

会計作成義務を有する者が商業取引開発局に提出した財務諸表の検査において、公認会計士による監査及び意見表明があるかどうか、どの公認会計士によるものかについて、商業取引開発局は「仏暦二五四四年一二月一日付けの公認会計士の業務審査及び許可書を取り消されたことのある者の登録申請審査の原則についての会計士・会計監査人管理委員会告示第四四号（仏暦二五四四年）」に基づき、もしくは後に制定され施行された同一の件についての定められた会計職評議会の告示、定款に基づき公認会計士が届け出た会計作成義務を有する者の名を検査する。当該財務諸表を提出した会計作成義務を有する者の名が、公認会計士が届け出た名簿にない場合は、その財務諸表は公認会計士による監査及び意見表明を受けていないものと推定する。その場合、商業取引開発局は暫定的にその財務諸表を受理し、会計作成義務を有する者は以下のように瑕疵を修正する。

(1) 公認会計士に連絡し、事業名を通知してもらるか財務諸表の証明の署名を証言してもらう、もしくは、

(2) 公認会計士の会計監査を受けたことを示す証拠書類を送付する。このとき当該書類において公認会計士の署名を証明しなければならない。

会計作成義務を有する者が財務諸表提出日から二ヶ月以内に(1)もしくは(2)に基づく手続きを正しく遂行すれば、会計作成義務を有する者は最初の提出から正しく財務諸表を提出したものとみなす。

会計作成義務を有する者が(2)に基づく書類を送付した場合、公認会計士が当該財務諸表を保証する署名人であることを否定したことが明らかであれば、会計作成義務を有する者の義務として商業取引開発局から公認会計士の署名の否定の通知を受けた日から二ヶ月以内に、公認会計士がその財務諸表を保証する署名をしたことを示す証拠を商業取引開発局に提出し証明しなければならない。

ここに、会計作成義務を有する者が第二段もしくは第三段に基づき定められた期間内に修正しなかった場合、その会計作成義務を有する者は商業取引開発局に財務諸表をまだ提出していないものとみなす。

第七項

仏暦二五四八年一二月三十一日までに提出される財務諸表において、会計作成義務を有する者は仏暦二五四五年財務諸表提出における原則と方法についての商業登録局布告に基づき定められた書式である従来の財務諸表提出書式（ソー・ボーチャー・3書式）を使用することもできる。

仏暦二五四八年四月一三日布告

(おわり)